

日本における華僑学校の現状（その2）

張 澤 崇

概 要

華僑学校は、華僑華人にとって重要な教育機関であるが、様々な課題も抱えている。華僑学校を存続・発展させていくためには、まず現状の把握から着手することが必要であろう。本稿は、こうした観点から、日本における華僑学校の現状を明らかにしようとするものである。筆者は本稿の執筆にあたり、政治的立場に偏らず、いわゆる親中華民国系・親中華人民共和国系に分れる華僑学校を、日本全国くまなく調査し、現状把握とその分析に努めた。この点で、先行研究の限界を乗り越えることができたと考える。

構成は前編〔教養諸学第118号〕・後編〔本号〕に分け、それぞれ、以下の章からなる。

前編（その1） 1、各校の歴史展開及び概況

後編（その2） 2、言語教育の現状

3、日本の教育法規が華僑学校に与える影響

1章で、華僑学校の歴史を回顧し、2章と3章で、具体的に教育の現状を調査する。日本における華僑学校の過去と現在を記述することで、その存亡の背景の要因を分析し、再興への手がかりを考察することにした。

目 次

（その1）

はじめに

第1章 日本における華僑学校の現況と歴史

一、華僑学校の現況

- 二、日本における華僑学校の歴史
- 三、現存する華僑学校の基本資料
- 四、日本における華僑学校の授業数

(その2)

第2章 使用教科書及び教授言語

- 一、全教科における使用教科書の比較
- 二、各教科における媒介言語の比較

第3章 日本の教育政策が華僑学校に与える影響

- 一、日本における華僑学校の法律上の位置づけ
- 二、大学受験をめぐる資格問題の経緯
- 三、高校受験及び日本の公立小中学校への転校における問題点
- 四、教育助成、補助に関する問題

おわりに

第2章 使用教科書及び教授言語

前編に続き、筆者は日本全国の華僑学校を実際に訪問して、校長や教員へのインタビューを実施し、電話やメールによって情報を補い、数年にわたる実態調査を行った。本章では、この調査に基づき、日本における華僑学校の使用教材と言語使用状況について述べてゆく。

一、全教科における使用教科書の比較

それぞれの学校における使用教科書を中国語によるものと、日本語によるものに分け、以下のように表にまとめた。出版社の分かる教科書は、数字とローマ字で出版社名を記した。

小学部における言語別使用教科書一覧表

学校名称		東京中華	横浜中華	山手中華	大阪中華	神戸中華
中国語		A	A	E	0	K
日本語		0	1	20	0	0
英語		0	G	0	0	
数学		0	A	F	0	J
理科或自然		0	A		0	J
社会	社会	A	A		0	J
	生活	0				
	歴史			K		0
	地理			K		0
	公民	A			0	
	日社				0	0
	常識					K
音楽		0	B	19及K	0	0
中国語で編纂された教科書の使用率		50%	79%	61%	64%	91%

■ は中国語で書かれた教科書

□ は日本語で書かれた教科書

■ は英語で書かれた教科書

- | | | |
|---------|-----------|------------------------------|
| 1、教育出版 | 11、尚学図書 | A、国立編譯館（台湾） |
| 2、学校図書 | 12、大修館 | B、翰林（台湾） |
| 3、日本書籍 | 13、三友社 | C、南一（台湾） |
| 4、三省堂 | 14、開拓社 | D、龍騰（台湾） |
| 5、中教出版 | 15、日栄社 | E、暨南大学出版社（大陸） |
| 6、旺文社 | 16、公文社 | F、人民教育出版社（大陸） |
| 7、東京書籍 | 17、大日本図書 | G、Oxford university press |
| 8、第一学習社 | 18、帝国書院 | H、Cambridge university press |
| 9、清水書院 | 19、教育芸術社 | J、翻訳版
（日本の検定教科書を中国語に訳す） |
| 10、三川出版 | 20、光村図書出版 | K、自己編集 |
| | | 0、不明 |

中等部における言語別使用教科書一覧表

学校名称		東京中華	横浜中華	山手中華	大阪中華	神戸中華
中国語		A	A	K	0	0
日本語		0	4	7	0	0
英語		0	5	4	0	0
数学		0	2	7	0	0
理科		0	A及16	17	0	0
社会	公民	A	A		0	0
	歴史	A	A		0	0
	地理	A	A		0	0
	日社	0	3	18	0	0
音楽		0	B	19及K	0	0
中国語で編纂された教科書の使用率		37%	48%	33%	26%	27%

 は中国語で書かれた教科書

 は日本語で書かれた教科書

 は英語で書かれた教科書

- | | | |
|---------|-----------|------------------------------|
| 1、教育出版 | 11、尚学図書 | A、国立編譯館（台湾） |
| 2、学校図書 | 12、大修館 | B、翰林（台湾） |
| 3、日本書籍 | 13、三友社 | C、南一（台湾） |
| 4、三省堂 | 14、開拓社 | D、龍騰（台湾） |
| 5、中教出版 | 15、日栄社 | E、暨南大学出版社（大陸） |
| 6、旺文社 | 16、公文社 | F、人民教育出版社（大陸） |
| 7、東京書籍 | 17、大日本図書 | G、Oxford university press |
| 8、第一学習社 | 18、帝国書院 | H、Cambridge university press |
| 9、清水書院 | 19、教育芸術社 | J、翻訳版
（日本の検定教科書を中国語に訳す） |
| 10、三川出版 | 20、光村図書出版 | K、自己編集 0、不明 |

高等部における言語別使用教科書

教科	科目	東京中華学校	横浜中華学院
中国語	国文	A	A及B
	作文	A	0
日本語	国語	0	12
	国語表現	0	7
	現代文		11
	古典	0	
	漢文	0	
英語	英語1、2	0	13
	英語閲読		14
	英語写作		15
	英語口語		H
	英文法	0	
	英会話	0	
社会	地理	A	C
	歴史	A	0
	公民	A	0
	三民主義		0
	現代社会		7
	世界史		10
	日本史	0	9
	政治経済	0	
数学	数学	0	6
理科	生物	0	7
	物理	0	7
	科学	0	8
芸術	音楽	0	D
中国語で編纂された教科書の使用率		21%	32%

■ は中国語で書かれた教科書

□ は日本語で書かれた教科書

■ は英語で書かれた教科書

- | | |
|---------|-----------|
| 1、教育出版 | 11、尚学図書 |
| 2、学校図書 | 12、大修館 |
| 3、日本書籍 | 13、三友社 |
| 4、三省堂 | 14、開拓社 |
| 5、中教出版 | 15、日栄社 |
| 6、旺文社 | 16、公文社 |
| 7、東京書籍 | 17、大日本図書 |
| 8、第一学習社 | 18、帝国書院 |
| 9、清水書院 | 19、教育芸術社 |
| 10、三川出版 | 20、光村図書出版 |

- A、国立編譯館（台湾）
 B、翰林（台湾）
 C、南一（台湾）
 D、龍騰（台湾）
 E、暨南大学出版社（大陸）
 F、人民教育出版社（大陸）
 G、Oxford university press
 H、Cambridge university press
 J、翻訳版
 （日本の検定教科書を中国語に訳す）
 K、自己編集 0、不明

以上の調査結果に見るように、華僑学校と言っても、使用教科書は各学校によって様々であり、種類も千差万別であることが判明した。

教科書選定では、東京中華学校、横浜中華学院及び大阪中華学校は、中国語で書かれた教科書については台湾から取り寄せ、台湾国内の正規の学校（小学校、中学校、高校）の同等学の教科書を使用している。また、日本語で書かれた教科書は、日本の検定済教科書を採用し、日本国内の学校と同等学年のものを使用している。

小学部における採用教科書を言語別で見ると、中国語と社会系（「日社」を除く）の授業は、どの学校も全て中国語で書かれた教科書を使用している。東京中華学校では、数学及び理科系の科目は、日本語で書かれた検定済教科書を使用する。

小学部の段階で、中国語で編纂された教科書の使用比率を比較すると、東京中華学校が50%、横浜中華学院が79%、山手中華学校が61%、大阪中華学校が64%、神戸中華同文学校が91%となる。

中等部においては、中国語と社会系の授業は、神戸中華同文学校では、「日社」に加え、公民も日本語で書かれた教科書を使用し、その他4校も全て小学部同様、中国語で書かれたものを採用している。

理数系の科目に関しては、横浜中華学院を除く4校は、日本語の教科書を使用している。横浜中華学院では、数学は日本語で書かれた教科書を使用するが、理科系の教科書は小学部同様、中国語のテキストを使っている。英語の教科書は、どの学校も日本語で書かれた検定済教科書を使用している。

中等部の段階で、中国語で編纂された教科書の使用比率は、東京中華学校が37%、横浜中華学院が48%、山手中華学校が33%、大阪中華学校が26%、神戸中華同文学校が27%である。

高等部においては、中国語で書かれた教科書は、中国語の国文と作文、及び社会系（「日社」を除く）のみとなる。高等部の段階において中国語で編纂された教科書の使用比率は、東京中華学校が21%、横浜中華学院が32%である。

特徴のある教科書を使用する学校として、横浜山手中華学校と神戸中華同文学校のテキストがあげられる。横浜山手中華学校で使用する中国語学習用教科書は、第一言語¹の国語教育用の教科書ではなく、中国語を第二言語²として学習する視点から編集してある。華僑の母国語³である中国語を、第二言語として教育に導入しているのは、現在の所、山手中華学校だけである。

小学部の中国語の教科書は、『漢語』と『説話』とに別れ、それぞれ、第1冊から第12冊に別れる。『漢語』には練習ブック12冊と、『漢語拼音』1冊及び『漢語拼音練習ブック』一冊が付録についている。これらの教科書は、中国海外交流教協会、北京語言文化大学（現北京語言大学）、及び横浜山手中華学校が協力して編集した。現在、中等部における中国語学習用教科書は、精読（intensive reading）、会話、泛読（extensive reading）、作文の4科目にわかれ、教科書もそれぞれ自作のものを使用している。中等部の中国語学習用教科書は、現在大陸の教育機関に編集を委託中で、近い将来、大陸から輸入したテキストを使用予定である。

神戸中華同文学校の小学部の中国語学習用教科書は自作であるが、中国語教科以外の教科書は、日本の検定済教科書を自ら中国語に翻訳して使用している。

二、各教科における媒介言語の比較

以下、各学校が採用する教育用媒介言語、つまり教員がどの言語を使用して授業を進めているかを、調査に基づいて整理してゆく。媒介言語を各学校ごとに、以下の表にまとめた。

¹ first language 生まれてはじめて身に付けた言語。母語。

² second language 生まれてから2番目に身に付ける言語。また3番目4番目に身に付ける言語を第三言語、第四言語と呼ぶ場合があるが、通常は第一言語以外を全て第二言語と呼ぶ。

³ 母国（祖国）で一般に使われている言葉。生まれてから一番最初に身につけた言葉「母語」とは意が異なる。

小学部における媒介言語一覧表

学校名称		東京中華	横浜中華	山手中華	大阪中華	神戸中華
中	国	4	1	1	4	1
日	本	2	2	2	4	2
英	語	3	3	3	3	
数	学	4	1	1	4	1
理	科	4	1	2	4	1
社	会	4	1		4	1
	生	4				
	歴			1		1
	地			1		1
	公	4			4	
	日	2		2	4	1
	常					1
音	楽	4	1	4	4	1

媒介言語：1、中国語 2、日本語 3、英語 4、中国語を主に用い日本語で補足

■ は中国語で書かれた教科書

□ は日本語で書かれた教科書

■ は英語で書かれた教科書

中学部における媒介言語一覧表

学校名称		東京中華	横浜中華	山手中華	大阪中華	神戸中華
中	国	4	1	1	4	1
日	本	2	2	2	2	2
英	語	4	2	2	4	1
数	学	4	4	2	4	1
理	科	4	4	2	4	1
社	会	4	1		4	2
	歴	4	1		4	1
	地	4	1		4	1
	日	2	2	2	4	2
音	楽	2	1	2	4	1

媒介言語：1、中国語 2、日本語 3、英語 4、中国語を主に用い日本語で補足

■ は中国語で書かれた教科書

□ は日本語で書かれた教科書

■ は英語で書かれた教科書

高校部における媒介言語一覧表

教科	科目	東京中華学校	横浜中華学院
中国語	国文	4	1
	作文	4	1
日本語	国語	2	2
	国語表現	2	2
	現代文		2
	古典	2	
	漢文	2	
英語	英語1、2	4	2
	英語閲読		2
	英語写作		2
	英語口語		2
	英文法	4	
	英会話	4	
社会	地理	4	1
	歴史	4	1
	公民	4	1
	三民主義		1
	現代社会		2
	世界史		2
	日本史	2	2
	政治経済	2	
数学	数学	4	2
理科	生物	4	2
	物理	4	2
	科学	4	2
芸術	音楽	4	2

媒介言語：1、中国語 2、日本語 3、英語 4、中国語を主に用い日本語で補足

■ は中国語で書かれた教科書

□ は日本語で書かれた教科書

■ は英語で書かれた教科書

東京中華学校では、日本語と日本社会の授業を除き、教科書に関係なく、中国語を媒介言語として使用しているが、生徒が中国語での説明をよく聞き取れない場合に限り日本語で補足する、所謂「以中文為主以日文為輔型（中国語を主に、補助的に日本語を使用）」モデルを採用する。

横浜中華学院は、使用教科書に応じて媒介言語が決まる。原則として、中国語で書かれた教科書を用いる授業は、中国語を媒介言語とし、日本語で書かれた教科書を用いる時は、日本語を使う。ただし、中学部の数学及び理科に関しては、中国語、日本語を両方使用し、「以中文為主以日文為輔型（中国語を主に、補助的に日本語を使用）」のモデルを採用する。高校に入ると、圧倒的に日本語による授業が増える。

横浜山手中華学校では、中国語で書かれた教科書を使用するさいは、教員は日本語を一切使わず、中国語だけで授業を行う。一方、日本語で書かれた教科書を使用する授業の時は、日本語しか使用しない。かなり徹底した媒介言語の使いわけをしている。

大阪中華学校は東京中華学校とほぼ同じで、教科書の種類に関係なく、媒介言語は、中国語を主に使用し、生徒が教師の中国語による説明をよく聞き取れない場合に限り、補助的に日本語を使用する「以中文為主以日文為輔型（中国語を主に、補助的に日本語を使用）」のモデルである。

神戸中華同文学校では、日本語及び日本社会以外は、教科書の記述言語にかかわらず、すべて中国語で授業を行う。ただし、中学に入ると、生徒達の筆記は全て日本語になる。本校は、中国語学の教科書を除き、日本語で書かれた教科書を使用して、筆記も日本語であるが、教員の使用言語だけが中国語であるという、特殊な授業形態をとっている。

以上見てきたように、教室内における媒介言語も、使用教科書同様、各校それぞれ異なる、伝統と個性があることが判明した。

三、まとめ

中国語で書かれた教科書の使用比率は、各校の受験に対する意識を反映している。高等部のない華僑学校では、中学に上がると、中国語で書かれた教科書の使用率が大幅に減る。高等部を併設する華僑学校では、小中高と徐々に中国語で書かれた教科書の使用率が減っていく傾向にある。

媒介言語の使用については、どの学校も日本語の授業はすべて日本語を媒介言語としているが、その他の科目については、中国語と日本語の併用タイプと、使用テキストの記述言語に準ずるタイプに大別できる。東京中華学校と大阪中華学校は前者に属し、横浜中華学院と横浜山手中華学校は後者である。ただし、横浜中華学院も中等部の数学および理科だけは、中国語と日本語の併用型である。神戸中華同文学校では、小学部および中等部の全過程において、日本語及び日社以外の科目は全て中国語で授業を行う。ただし、中等部に入ると、生徒の筆記は全て日本語で行うという特殊な使い分けをしている。高等部のある横浜中華学院でも、高等部に入ると日本語で行う授業が圧倒的に多くなる。横浜山手中華学校では、中等部からほとんどの科目を日本語で行う。神戸においても中等部に入ると、生徒の筆記は全て日本語で行われるようになる。こうした媒介言語や、中国語で編纂された教科書の使用比率の変化は、現地における進学対策の反映であり、現地に根を下ろして生きようとする、華僑学校の学生の要望に応えるためである。

第3章 日本の教育政策が華僑学校に与える影響

一、日本における華僑学校の法律上の位置づけ

日本における外国人学校は全て文部科学省の認可を受けることができない。つまり文部科学省は日本にある全ての外国人学校を認可していない。

これは学校教育法と大きな関係がある。学校教育法第一章総則では学校の範囲や基準が定められており、第一章総則の第一条に制定された学校を正規の学校とみなす（所謂一条校）。これら一条校は学校教育法により、文部科学省の

監督の下⁴、日本の教職免許証を取得している教師を採用し⁵、検定教科書を使用し⁶、また、学習指導要領に従って授業を展開しなくてはならない⁷。

華僑学校等外国人学校は、6・3・3制学制や、授業数・科目数等で、所謂一条校の基準を満たせても、使用教科書や教員の教職免許、ことに学習指導要領では、日本の法律基準に合致することは難かしい。このため、学校教育法に定める一条校には該当せず、「各種学校」に区分される。

1975年7月、文部省（現文部科学省）は学校教育法を改定し、各種学校の中で、一定の基準を満たした学校を専修学校として格上げして、日本における教育機関は法律上、一条校、専修学校、各種学校の3種類に分けられた。しかし、学校教育法第七章第八十二条之二専修学校の但し書き（「我が国に居住する外国人を対象とするものを除く」）によって、外国人学校は基準を満たしていても、専修学校に昇格することはできず、学習塾、自動車学校、英会話学校等の所謂各種学校の資格のまま、現在に至っている。

二、大学受験をめぐる資格問題の経緯

日本における外国人学校の大学入学資格をめぐる議論は、高等部を設置している東京中華学校及び横浜中華学院にとって、卒業生の進路にかかわる重大問題である。本問題をめぐっては、国と地方政府の対処の差が顕著に現れている。2004年度以前、日本における国立大学95校は、一律に外国人学校の卒業生の大学受験資格を認めていなかった。それに対し、1997年9月21日付朝日新聞（大阪版）によれば、「民族学校出身者の受験資格を求める全国連絡協議会」の調査に対して、公立大学30校（全公立大学の57%）、私立大学219校（全私立大学の52%）が外国人学校出身者の受験資格を何らかの形で認めていると解答し

⁴ 「学校教育法」第一章総則第三条

⁵ 「教員職員免許法」第一章第二条、および第一章第三条

⁶ 「学校教育法」第二章第二十一条、および第三章第四十条、第三章第五十一条

⁷ 「学校教育法施行規則」第二章第二十五条、および第三章五十四条、第四章五十七条

ている⁸。その受験資格は、各々の大学で、「学校教育法施行規則」第69条（5）号によって、外国人学校の高等部卒業者を、日本の高等学校卒業生と同等の学力があると認定し、各大学の判断により受験を認めた。ただし実際認可したのは、公私立大学総数の半数にすぎず、公立、私立大学の約半数は、受験を許可しなかった。華僑学校高等部卒業も同様に、国立大学は受験資格を認められず、一切受験できなかった。

国の立場は、所謂学校教育法の第一条で規定される学校以外の外国人学校（華僑学校を含む）の生徒は、法律上義務教育を受けていないとみなされ、その卒業生は「一条校の高校卒業と同等の学力があると認めた者」には含まれず、従って大学受験資格がないという見解である。1997年2月20日の参議院文教委員会における審議においても、当時の文部大臣及び政府委員は、ともに従来の立場をくり返し、今後とも外国人学校の教育内容が、一条校と同程度のものであるかどうか、調査する意志がないと声明している⁹。

朝日新聞『論座』の中で、横浜中華学院の杜國輝校長は、「外国人学校が行っている教育の現状や改訂に対して、文部省はこれまで全く目を向けて来なかった。多くの学校が一条校に相当する内容を整えている事は、調査すればすぐに分かるのに、ほとんど調べた事がない。私の学校にも文部省の職員が来た事は一度もない。」¹⁰と述べている。一方、約半数の公立私立大学においては、学校教育法施行規則第69条第5項に基づき、独自の判断で、華僑学校等外国人学校の卒業生に入学試験資格を与えていた。

前述のように、華僑学校を含む外国人学校の生徒は、義務教育を受けたとはみなされないことから、大学入学資格検定規定1951年文部省令第十三号第二条に適合しないとされ、大学検定試験の受験資格も与えられて来なかった。1999

⁸ 江原武一「多文化教育の国際比較」 221頁

⁹ 同上

¹⁰ 杜國輝「外国人学校生を門前払いする国立大学と文部省の石頭」『論座』 3 朝日新聞社 1988年 152-159頁

年7月、文部科学省は、「大学試験入学資格等の弾力化」措置を発表し¹¹、2000年8月から、中学校卒業資格がない場合でも、満16歳に達していれば、誰でも受験できるとし、2001年の入学からこれを適用するため、関係省令の改正を行うと明らかにした。それを受けて、華僑学校の生徒も「大検」合格を条件に、国立大学受験の道が開かれる事となった¹²。

華僑学校の生徒の国立大学受験の道が開かれたとは言っても、現実には、大検突破は容易ではない。大検は、9科目もしくは10科目全てにおいて合格点を取らなければならない、合格率も非常に低い。華僑学校の生徒にとって、大検を通過してから更に大学を受験することは、2重の負担である。

2003年8月6日、文部科学省は中教審大学分科会で、大学入学資格の弾力化方針を打ち出し、学校教育法施行規則及び告示の一部を改正し¹³、外国人学校卒業者の受験資格認定に関して、欧米の評価機関が認定するインターナショナルスクールや、本国政府に認定されていることが公的に確認できる外国人学校については、「学校単位」でその卒業生に、すべての大学の受験資格を認めるという、新たな方針を示した。

¹¹ 江原武一「多文化教育の国際比較」221頁

¹² 大学入学検定試験とは、高等学校を卒業していない等の為、大学入学資格がないものに対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定し、広く高等教育を受ける機会を与える事を目的とした国の検定である。この検定を受け、9科目、受験者によっては10科目を全て合格した場合（2000年以前は11又は12科目）、大学受験資格が与えられる。

¹³ 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和23年・告示第47号）の一部を改正し、次の1号を追加。(1) 国際的な評価団体による評価について、国際的な評価団体（WASC、ACSI、ECIS）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者で、18歳に達したもの。外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年・告示第153号）の一部を改正し、次の1号を追加。(2) 本国での位置付けの尊重について、我が国において、高等学校に相当する外国の学校の課程（12年）と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の課程を修了した者で、18歳に達したもの。以上、文部科学省ホームページによる。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/09/03092001.htm

華僑学校（在日華僑学校のなかで、大学受験に直接関係があるのは、高等部を設置している東京中華学校及び横浜中華学院）は、中華民国（台湾）の教育部（日本の文部科学省に相当）が正式に認可している正規の学校である為、2004年より国公私立を問わず、全ての大学の受験資格が認められる事となった。

三、高校受験及び日本の公立小中学校への転校における問題点

高校受験に際しては、上記のような大学受験における資格問題は、東京都を除いては、ほとんどないと言っていい。つまり、東京を除いた、華僑学校の所在する県、神奈川県（横浜中華学院及び横浜山手中華学校）、大阪府（大阪中華学校）、兵庫県（神戸中華同文学学校）の地方自治体は、これら華僑学校の生徒の高校受験を認めている。しかし、今回、東京中華学校を訪問の際、郭校長先生より、東京においては帰化した日本国籍の生徒は、中学、高校への進学の際、問題がある事を知った。帰化をした生徒とは、日本籍を有している華人の事である。かれらは、日本国籍を所有した段階で、法律上日本国民であり、日本の教育法に従い、学校教育法第一条で示した正規の学校で義務教育を受ける義務がある。中華学校の様な、法律上各種学校扱いで正規の学校でない外国人学校へ入学するのは法律違反となる。よって義務教育を受けたとは認められない。帰化学生が中華学校へ入学すると、居住区の教育委員会より、一条校へ入学させるようにとの督促状が学生の元へ届く（神奈川県等他の地域も同様）。このため、日本国籍を有する東京中華学校の学生が、東京都立高校を受験する際には、義務教育を受けていないと言う理由で、受験ができない。

同様に、日本国籍を有している者が中華学校の小学校卒業後、東京の区立中学校へ転校する際も、日本の義務教育を受けていないと言う理由で、日本の中学校へ入学ができない。ただし居住区によって、処置の仕方が異なる。対処法の違いを調査するため、東京における全ての区役所内の教育委員会に、以上の問題を問い合わせしてみた。その結果は以下の通りである。尚、日本国籍を有し

ない学生の場合は、日本国民ではないため、義務教育違反にはならず、区立中学校への転校は可能である。

【表3-1】日本国籍取得者の東京中華学校入学後の一条校への進学に関する調査一覧（調査対象は東京都23区全区役所教育委員会学務課学事係）

- A：入学可能 ————— 1区
 B：小学校卒業以前であれば、入学可能 —— 7区
 C：条件付で入学可能 ————— 2区
 D：入学不可 ————— 13区

区役所	可不可	各役所のコメントの概要
大田区	B	小学校の内ならば、日本の学校に復帰可能。但し、小学校卒業後は、中学校への入学は不可能。理由は中華学校卒は小学校卒業扱いではない為。中華学校小学部へ通う事は、日本の小学校を欠席している状態として扱われる。
品川区	B	小学校の内ならば、日本の学校に復帰可能。但し、小学校卒業後は、中学校への入学は不可能。義務違反であるから。
渋谷区	B	小学校の内ならば、日本の学校に復帰可能。但し、小学校卒業後は、中学校への入学は不可能。尚、復帰に際しできるだけ早い内、小学校低学年の内に日本の学校へ通う事が望ましいとの事。理由はカリキュラムが違う、本人もつらい。高校受験も不可能である。
新宿区	D	義務違反であるので、原則的には入学を拒否（小中両とも）。しかし転入先の校長と区の教育委員会との審議の上（時に学力も問う）、可能となる事もある。
千代田区	B	小学校の内ならば、日本の学校に復帰可能。但し、小学校卒業後は、中学校への入学は不可能。
中央区	A	可能です。中華学校の卒業証明をもって区内の日本の学校へ入学可能。
港区	B	小学校の内ならば、日本の学校に復帰可能。但し、小学校卒業後は、中学校への入学は不可能。
文京区	C	編入等可能。ただし、転入先の学校とで面談等を行いその後決定。
世田谷区	D	入学不可能。 小学校卒業にならないので。 もし、もう一度小学校1年からやり直すというのであれば、日本の中学校に入学可能。
中野区	D	各種学校は義務教育からはずされているので、入学不可能である。 以後、子どもの事を考えるのならば就職および進学に不利になるので日本の学校へ入学させて下さいとの事。

豊島区	B	基本的に入学できない。 しかし、小学校卒業前に一度日本の小学校へ転校して、学籍を作ってからなら、入学可能である。
杉並区	D	中学校入学は、小学校卒業でなければならず、中華学校は法律上小学校として認められていないため、中華学校の小学校を卒業しても、小学校卒業とはならないので、中学校入学はできない。
台東区	C	法律上認められていないので、小学校卒業後は区立の中学校に入学は無理。 しかし、小学校の内に区立に転校すれば可能性はある。ただし、その場合、日本語能力が日本人と同等であるという事が前提である。
北区	D	義務教育ではないので、不可能。
墨田区	B	基本的には、学校教育法上入学の資格はなし。 しかし、可能でもある。 中華学校小学部を卒業後、たとえば、卒業したその月の3月21日から31日までの間、形だけ学区の区立小学校に入学をして、学籍があるという事にして、区立の中学校に入学させる事も可能。卒業年度の2月頃区役所に相談に来ていただければ、手続きをしてくれるとのこと。
荒川区	D	入学不可能。
江東区	D	入学できない。
葛飾区	D	基本的には不可能である。 小学校卒業にするには、各小学校の校長先生の判断に任せてあるので、はっきりしたものではない。
板橋区	D	義務教育上日本が認可している小学校へ入って下さい。 中華学校へ行くのは、好ましくない。 入学に関しては、不利は中学校より高校の大きい。 小学校卒業の証明をもらうために、ある程度の日数（週1日とか一ヶ月1日）日本の学校へ行くなどの方法もなくはないが、はっきりと、可能か不可能かという事ができない。（非常に曖昧な態度であった）
練馬区	D	不可能です。 就学義務違反であるため。 中華学校へ入学するのはデメリットが大。とコメントされる。
目黒区	D	できない。 中学校入学は小学校卒業をしていないといけないので。
足立区	D	できない。 もし区立の中学校に入学したいのなら、小学校から区立の小学校に入学して下さい。
江戸川区	D	学校教育法にしたがって、不可能です。

表に見えるように、東京都内において、日本国籍所有生徒が一条校の中学校や高校に入学できるのは、わずか中央区の1区だけであり、小学校卒業以前であれば転校可能な区は7区、条件付で入学が可の区が2区、入学できない区は13区に及んだ。入学が許可できない理由は、そのほとんどが学校教育法との関連である。

四、教育助成、補助に関する問題

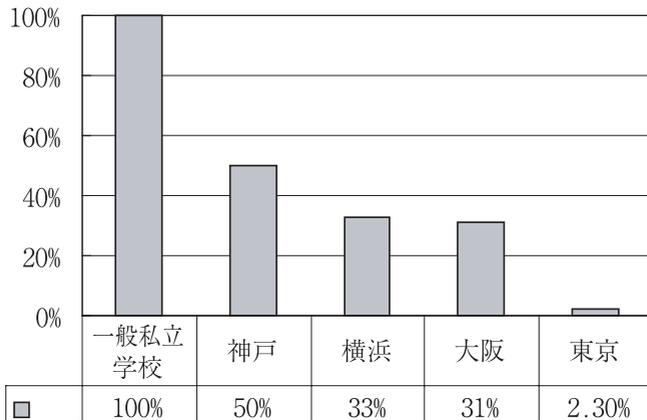
国及び地方自治体が実施する教育助成は、教育事業推進の根幹に関わる保障処置であるが、華僑学校はこの面においても、差別待遇をしいられている。文部科学省は、神戸大震災における被害学校補助の際の「特例」を除いて、華僑学校を含む外国人学校に対する一切の助成を行わない立場を崩していない。この「特例」においては、神戸中華同文学校は校舎の復興費として、修復の半額を神戸市から補助されている。こうした国側の態度とは対照的に、地方自治体における各種学校の資格を持つ外国人学校への教育助成は、わずかではあるが存在する。各種学校である外国人学校への教育助成の法律的根拠は、私立学校法第64条5項の準用規定と、それにもとづく第54条（助成）にある。地方自治体による教育補助には、大別して（1）学校法人に対する補助、（2）保護者の経済的負担を軽減する為の補助（3）校舎改修や改築に際しての臨時的補助、の三種類がある。また、（1）の学校法人に対する補助は、「経常費補助」と呼ばれ、その「経常費補助」は大きく分けて（a）学校設備補助、（b）人件費補助、（c）教育研究費補助、（d）借入金利息に対する補助とに分別される。実際に、外国人学校に対して行われているのは、（a）学校設備補助と（c）教育研究費補助が主であり、学校経営において大変重要な（b）人件費補助を行っている地方自治体は未だかつて存在していない。

ここで、横浜中華学院にはどの行政単位から、どの名目で補助が行われているか、実際に見てみよう。まずは、神奈川県県民部私学宗教課より「経常費」として、及び横浜市教育委員会指導第二課就学係より「学校設備補助」として

出されている。その他、幼稚園在籍保護者に対し、外国人学校幼稚園部補助の名目で支出されている。

日本における一条校である私立学校への補助金と、華僑学校に行われている補助金を数値で比較してみると、次の表になる。まず1995年度の私立学校生徒一人当りに対する補助金額¹⁴（年額、全国平均）を100%とした時、神戸中華同文学校における助成金は約50%しか補助されていない（2001年現在）。また、横浜中華学院（横浜山手中華学校の所在地も同じ県内、市内なので同様）においては33%、大阪においては31%、東京中華学校はわずか2.3%の補助しかない（2001年現在）。

私立学校振興助成法において、私立各種学校を設置した学校法人に対しては、助成が「準用」されるが、非学校法人で、財団法人の東京中華学校への助成金は極めて少ない。



【図3-1】一般私立学校と華僑学校における補助金の比較 [筆者制作]

¹⁴ 朴三石 「日本の中の朝鮮学校」 朝鮮青年社 1997年 237頁

五、まとめ

ここ数年、日本社会と文部科学省における試行錯誤の結果、華僑子弟の大学受験資格問題に於いては、かなりの進展がみられた。外国人学校に一貫して大学受験資格を認めてこなかった文部科学省だが、2001年における外国人学校の生徒の大学検定受験の資格を認める決定を下したのを契機に、教育の国際化等の観点から、大学入試資格の弾力化政策を押し進め、2004年には国公私立を問わず、本国政府に認定を受けていることが公的に確認できる外国人学校については、大学の受験資格が与えられることとなった。こうして、高等学校を設置する東京中華学校および横浜中華学院の学生は、国公私立全ての大学を受験できるようになった。

しかし、外国人学校の法律上の位置づけは依然として、各種学校の範疇にあり、そのことによって様々な問題が未解決のまま放置されている。今回の調査で具体的に明らかになった点は、以下の2点である。第一に、東京都の高校受験、および公立小中学校への転校問題であり、日本国籍を取得した華人は、東京中華学校から区立の中学校へ転校できない。23区の中で、転校が許可される区は、わずか中央区の1区のみで、小学校卒業以前であれば入学可能が7区、条件付で入学可能が2区、入学不可が13区にも及んだ。入学できない理由は、学校教育法第一条により、華僑学校が学校教育法で定められた一条校でないためである。

また、助成金の問題においては、地方政府は私立学校法第64条第5項の準用規定とそれにもとづく第54条（助成）に準じて、助成金を付与しているが、その額は一般私立校に比べると格段に低いことがわかった。

おわりに

国際化や異文化共生が提唱される現在、外国人学校をとりまく環境にも大きな変化が現れてきた。華僑学校の教育理念や教育方法は、第2章における調査からも分かるように、教科書の使用言語や媒介言語など、現地における進学

対策と、出生地適応型である現在の華僑学校の学生の要請を反映している。華僑学校が、従来の民族教育から、現地との共生をはかる多元的アイデンティティー教育へと変化してきた現われである。同時に試行錯誤の中から、日本社会も、学校教育法の改正によって、外国人学校に大学受験資格を与えるなど、一定の進展を見た。しかし、第3章において述べたように、外国人学校にまつわる諸問題が全て解決されたわけではない。今後は、日本にある外国人学校の法的位置づけを明確にしていくことが、当面の課題であるように思われる。その前提として、華僑が日本社会と共存するエスニシティとして社会に立脚し、相互理解と内なる国際化に努めることが、真の問題解決に繋がると考える。

在日華僑学校の将来を展望するにあたっては、留日華僑華人の社会自体の変化、母国の状況、中国大陸及び台湾と日本の国際関係、日本の社会状況の変化など、華僑学校を取り巻く様々な要因を考慮する必要がある。未来を見通す視野を磨き、新しい環境や条件に適応して、その経営理念を見直すことが重要であろう。ことに華僑華人の帰属問題は敏感な問題である。70年以降、華僑三世四世は日本の学校（一条校）で学ぶケースが増加したが、最近では祖国との繋がりを求め、母国に戻り言語研修を受けたり、日本の教育機関で中国語や中国文化を学ぶ学生が増加している。華僑華人のアイデンティティーの変化を読み取り、その需要に応じていくと同時に、日本社会で共存するための教育方針を模索していく事が、華僑学校の発展の鍵であり、子孫へ伝承する精神的遺産となるろう。

〔参考文献〕

（日本語文献）

- 天野正治 2001年『多文化共生社会の教育』玉川大学出版部
- 市川信愛 1988年「華僑学校教育の国際的比較研究（上）」『トヨタ財団助成研究報告書』
- 江原武一 2000年『多文化教育の国際比較』玉川大学出版部
- 下村哲夫 1999年『教育法規を読む』東洋館出版社
- 菅原幸助 1991年『日本の華僑』朝日新聞社

- 田中宏 1999年『外国人学校の大学受験 門戸は開いたか』世界の潮
- 陳水發 1997年『横浜の華僑社会と伝統文化』中日文化研究所
- 東京中華学校七十週年校慶 1999年「東華」東京中華学校
- 杜國輝 1988年「日本華僑学校の沿革と現況」『第1回国際・近代日本華僑学術研究会
論文集』
- 杜國輝 1991年「多文化社会への華僑・華人の対応」『トヨタ財団助成研究報告書』
- 杜國輝 1998年「外国人学校を門前払いする国立大学と文部省の石頭」『論座3』朝日
新聞社
- 西村俊一 1991年『現代中国と華僑教育』多賀出版
- 朴山石 1997年『日本のなかの朝鮮学校』朝鮮青年社
- 文部省（現文部科学省）1999年9月『小学校学習指導要領解説 総則編』
- 文部省（現文部科学省）1999年9月『中学校学習指導要領解説 総則編』
- 文部省（現文部科学省）1999年9月『高等学校学習指導要領解説 総則編』
- 山下清海 2000年『チャイナタウン 世界に広がる華人ネットワーク』丸善ブックス

(中国語文献)

- 横濱中華學院 2000年「横濱中華學院百週年院慶紀念特刊」
- 神戸中華同学校百周年慶祝委員会 2000年「建校百周年紀念冊」
- 王良 1995年『横濱華僑誌』横濱華僑總會
- 朱敬先 1973年『華僑教育』台湾中華書局